

個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、開示決定等の期限その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表)

**第3条** 実施機関（県の機関（議会を除く。以下同じ。）及び県が設立団体である地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により当該個人を検索することができる状態で個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。

- (1) 県の職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員並びに県が設立団体である地方独立行政法人の役員及び職員（以下「県職員等」という。）又は県職員等であった者に関する事務
- (2) 犯罪の捜査に関する事務
- (3) その他規則で定める事務

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、同項第5号から第7号までに掲げる事項の全部若しくは一部を登録簿に記載し、又は登録簿を作成することにより、個人情報取扱事務の性質上、当該個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の全部若しくは一部を記載せず、又は登録簿を作成しないことができる。

(開示決定等の期限)

**第4条** 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

**第5条** 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(開示請求に係る手数料)

**第6条** 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、開示を受ける地方公共団体

等行政文書1件につき、別表の左欄に掲げる地方公共団体等行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とし、次に掲げる場合には手数料を徴収しない。

- (1) 県の機関が法第82条第2項の決定をした場合
- (2) 閲覧、視聴又は聴取の方法により開示を受ける場合
- 2 既に納められた前項の手数料は、還付しない。ただし、知事、企業管理者及び病院事業管理者は、手数料を納付した者が、その者の責めに帰すことができない理由により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けることができないときその他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 3 知事、企業管理者及び病院事業管理者は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第1項の手数料の全部又は一部を免除することができる。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

**第7条** 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)
- 2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
  - (2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(審査会)

**第8条** 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項に規定する機関及び法第129条に規定する合議制の機関は、山形県情報公開・個人情報保護審査会とする。

(個人情報の取扱いに係る諮問)

**第9条** 県の機関は、次に掲げる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、山形県情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の改廃を立案しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、県の機関における個人情報の取扱いに関する規則その他の規程を定めようとする場合

(是正の申出)

**第10条** 何人も、自己を本人とする保有個人情報の取扱いが、法第61条から第65条まで、第66条第1項、第69条(第3項を除く。)又は第71条の規定に違反していると認めるときは、実施機関に対し、その取扱いの是正の申出(以下「是正の申出」という。)をすることができる。

- 2 是正の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。
  - (1) 是正の申出をする者の氏名及び住所又は居所
  - (2) 是正の申出に係る保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の名称その他の是正の申出に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
  - (3) 是正を求める内容及び理由
  - (4) その他規則で定める事項
- 3 法第76条第2項及び第77条第2項の規定は、是正の申出について準用する。
- 4 実施機関は、是正の申出があった場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果を当該是正の申出をした者に対し、書面で通知するものとする。
- 5 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知の内容に不服があるときは、実施機関に対し、再調査の申出をすることができる。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の申出について準用する。

(委任)

**第11条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(山形県個人情報保護条例等の廃止)

2 山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)及び特定個人情報の保護の特例に関する条例(平成27年7月県条例第40号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に前項の規定による廃止前の山形県個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項の規定により旧条例第2条第2号に規定する実施機関(議会を除く。)が作成した同項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、第3条第1項の規定により実施機関が作成した登録簿とみなす。

4 施行日前に旧条例第11条第1項、第17条第1項又は第20条第1項(附則第2項の規定による廃止前の特定個人情報の保護の特例に関する条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第23条第1項の規定による是正の申出がされた場合における旧条例に規定する結果の通知については、なお従前の例による。

6 山形県議会個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

7 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(山形県情報公開条例の一部改正)

8 山形県情報公開条例(平成9年12月県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第2項中「起算して15日」を「14日」に改め、同条第4項中「起算して45日」を「44日」に、「すべて」を「全て」に改める。

第12条中「(山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)を除く。)」を削る。

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

9 住民基本台帳法施行条例(平成14年7月県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第5条中「山形県個人情報保護運営審議会」を「山形県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

(山形県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

10 山形県情報公開・個人情報保護審査会条例(平成19年3月県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)第22条」を「、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月県条例第37号。以下「施行条例」という。)第9条」に改める。

第2条第1号中「山形県個人情報保護条例第22条」を「法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項」に、「同条例第2条第2号」を「施行条例第3条第1項」に改め、同条第2号中「審査請求に係る公文書」を「審査請求に係る公文書等」に、「山形県個人情報保護条例第13条第1項(同条例第19条及び第21条において準用する場合を含む。)の規定による決定」を「法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等」に、「同条例第11条第2項」を「法第76条第2項、第90条第2項若しくは第98条第2項」に改め、「同条例第17条第2項に規定する」及び「同条例第20条第2項に規定する」を削り、「同条例第2条第1号」を「法第60条第1項」に、「個人情報に記載された同条第5号」を「保有個人情報が記録されている同項」に、「公文書を」を「地方公共団体等行政文書を」に改める。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項中「審査請求に係る公文書」を「審査請求に係る公文書等」に改め、同条を第9条とし、

第7条の次に次の1条を加える。

(専門委員)

**第8条** 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(山形県公文書等の管理に関する条例の一部改正)

11 山形県公文書等の管理に関する条例(平成31年3月県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「(個人)」を「(生存する個人)」に、「照合する」を「容易に照合する」に改める。

**別表**

地方公共団体等行政文書の種別	開示の実施の方法	手数料の額
文書又は図画(マイクロフィルムを除く。)	複写機により用紙に複写したものの交付	交付する用紙の枚数(日本産業規格A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあつては日本産業規格A列3番の用紙に換算した用紙の枚数とし、用紙の両面を用いる場合にあつては用紙の片面を1枚として算定した用紙の枚数とする。以下同じ。)1枚につき10円(カラーで複写された用紙にあつては、50円)
マイクロフィルム	用紙に印刷したものの交付	交付する用紙の枚数1枚につき10円
録音テープ	録音カセットテープ(日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複写したものの交付	交付する録音カセットテープの巻数1巻につき150円
ビデオテープ	ビデオカセットテープ(日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。)に複写したものの交付	交付するビデオカセットテープの巻数1巻につき190円
電磁的記録(録音テープ及びビデオテープを除く。)	用紙に出力したものの交付	交付する用紙の枚数1枚につき10円(カラーで出力された用紙にあつては、50円)
	フレキシブルディスクカートリッジ(日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。)に複写したものの交付	交付するフレキシブルディスクカートリッジの枚数1枚につき70円
	光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	交付する光ディスクの枚数1枚につき80円
	光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	交付する光ディスクの枚数1枚につき160円